○経済産業省告示第七十号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項第二号の規定に基づき、平成二十三年経済産業省告示第百十号（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項第二号の規定に基づき経済産業大臣が定める事由を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年三月三十日から施行する。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第五十七号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十二条の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

平成二十四年三月三十日

環境大臣　細野　豪志

年齢階層	性別	
	男子	女子
昭和六十二年四月二日以降に生まれた者	一八三、六〇〇円	一六三、七〇〇円
昭和五十七年四月二日から昭和六十二年四月一日までの間に生まれた者	二一八、二〇〇円	一八七、五〇〇円
昭和五十二年四月二日から昭和五十七年四月一日までの間に生まれた者	二五四、三〇〇円	一九九、七〇〇円
昭和四十七年四月二日から昭和五十二年四月一日までの間に生まれた者	二九一、二〇〇円	二〇八、〇〇〇円
昭和四十二年四月二日から昭和四十七年四月一日までの間に生まれた者	三二六、一〇〇円	二一一、九〇〇円
昭和三十七年四月二日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれた者	三五一、八〇〇円	二一二、七〇〇円
昭和三十二年四月二日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	三五五、四〇〇円	二〇八、三〇〇円
昭和二十七年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	三三三、三〇〇円	一九四、六〇〇円
昭和二十二年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	二三八、五〇〇円	一七〇、七〇〇円
昭和十七年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	二一五、二〇〇円	一六四、七〇〇円
昭和十七年四月一日以前に生まれた者	二二三、一〇〇円	一七三、五〇〇円

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月以降の月分の障害補償費について適用する。ただし、平成二十四年三月以前の月分の障害補償費については、なお従前の例による。

2　平成二十三年三月環境省告示第二十七号（公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第一項の障害補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

○環境省告示第五十八号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三十一条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十七条の規定に基づき、遺族補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

平成二十四年三月三十日

環境大臣　細野　豪志

年齢階層	性別	
	男子	女子
昭和六十二年四月二日以降に生まれた者	一六〇、七〇〇円	一四三、三〇〇円
昭和五十七年四月二日から昭和六十二年四月一日までの間に生まれた者	一九〇、九〇〇円	一六四、一〇〇円
昭和五十二年四月二日から昭和五十七年四月一日までの間に生まれた者	二二三、六〇〇円	一七四、七〇〇円
昭和四十七年四月二日から昭和五十二年四月一日までの間に生まれた者	二五四、八〇〇円	一八二、〇〇〇円
昭和四十二年四月二日から昭和四十七年四月一日までの間に生まれた者	二八五、三〇〇円	一八五、五〇〇円
昭和三十七年四月二日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれた者	三〇七、九〇〇円	一八六、一〇〇円
昭和三十二年四月二日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	三一一、〇〇〇円	一八二、二〇〇円
昭和二十七年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	二九一、六〇〇円	一七〇、三〇〇円
昭和二十二年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	二〇八、七〇〇円	一四九、四〇〇円
昭和十七年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	一八八、三〇〇円	一四四、一〇〇円
昭和十七年四月一日以前に生まれた者	一九五、三〇〇円	一五一、八〇〇円

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月以降の月分の遺族補償費及び平成二十四年四月一日以降に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金について適用する。ただし、平成二十四年三月以前の月分の遺族補償費及び平成二十四年三月三十一日以前に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金については、なお従前の例による。

2　平成二十三年三月環境省告示第二十八号（公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第一項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。